

練馬区商工業振興懇談会設置要綱

平成21年 6月25日

21練産経第 404号

(設置)

第1条 練馬区商工業振興計画を検討するにあたり、区内商工業振興の基本的方向と具体的施策等に区民および識者の意見を反映させるため、練馬区商工業振興懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 区内商工業振興の基本的方向に関する事項
- (2) 区内商工業振興計画の具体的な施策に関する事項
- (3) その他、長期的な視点から商工業振興施策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 一般公募区民 4人
- (3) 事業者等 6人

2 懇談会に座長を置き、懇談会委員の互選により座長を選出する。

3 座長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から区長に提言する日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は必要に応じて、懇談会委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、区民生活事業本部産業地域振興部経済課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年 6月25日から施行する。